医療福祉の地域創造会議

第 121 回ワーキンググループ会議 (R6.5.23)

『終活と公正証書 ~遺言書を中心に~ 』

●話題提供者

元大津公証役場 公証人 白髭 博文 さん

公証人とは

- ・ 法務局に所属する国家公務員
- 「争いのないこと」を書面にする仕事 (紛争を解決する仕事ではない)
- 公証役場がある都道府県内でしか仕事ができない
- 公証人名簿約 500 名

(40%元検事、40%元裁判官、20%元法務局職員)

遺言書の種類

- ・公正証書遺言(公証人により作成) 利害関係のない証人2名が立会
- ・自筆証書遺言(自分で書く) 裁判所による検認手続きが必要
- ※法務局の自筆証書遺言の保管制度(検認手続きは不要になるが、 法務局は形式審査のみで内容を保証するものではない)

<ポイント>

遺言するなら公正証書遺言の方が、確実ではるかに安心!

医師も安心して 治療ができる!

【尊厳死宣言公正証書】

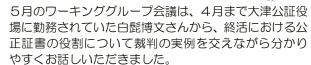
延命だけの治療はしてほしくない、痛みだけをとってほしい、それにより死期が早まっても警察沙汰にしてほしくない等の思いを伝えるためのもの

※遺言書は亡くなった後に効力があるので、このような思いは尊厳 死宣言公正証書で残すことが大事!

成年後見制度の種類

- ・法定後見 判断能力が低下したあとに裁判所が後見人(主に財産管理、療養 看護)を決める
- ・任意後見 判断能力が不十分になった場合に備えて、本人が面倒を見ても らう方を決める

※委任契約(判断能力には問題ないけど、歩行困難や寝たきりである場合の財産管理)も併せて行うことで、判断が低下する前から管理をしてもらえる。



通信第125号

公証人や公正証書の役割や種類など知っているようで知らないことを改めてお聞きし、人生最後のステージをどのように迎えるのか、そして大切な思いをどのように法的に保証するのか考えるキッカケになりました。

公正証書の仕組みがもっと多くの人に知ってもらえればいいですね。



参加者の声

- ・遺産相続で揉めなかったが、公証役場を知っていればもっと手続きが楽だった。
- ・自分の思いを書き記すことは大事。タイミングはそれぞれが思い立った時がいいけれども、こういった話を聞いたタイミングやお正月など家族みんなが集まる時に書き記していくのもいいのではないか。
- ・ 尊厳死宣言公正証書もあったが、自分が元気なうちに取り 組んでいくことが大事と感じた。
- 公正証書は揉めないために作るものだけれど、感情や家族 関係、人間関係を解決することとは別ということを知って おかなくてはいけない。
- 遺言や財産は公正証書にしっかり残すことで、相手が争う 気をなくす効果がある。公証役場の存在があまり知られて いなかったので、たくさんの人に知ってもらうことが大事 であり、周知していきたい。
- ・色々と事前にわかっていたら対応できる準備の方法があるので、専門的な職種の方へ早めに相談することが大事である。
- 看取りの際に本人の意思を尊重したいが、本人の意思が分からず、家族に判断を求める場面が多い。尊厳死宣言公正証書があると本人の意思を尊重できてよい。
- ・尊厳死宣言公正証書は ACP として活用できる。
- ・書くことも大事だが、看取り期にどのような処置をされる といいのか知識として理解して書く必要がある。
- ・エンディングノートは揉めたときに効力をもたないが、医師や支援者が参考にできる有意義なものなので進めていきたい。
- ・亡くなったあとのご遺体の引き取りにも、死後事務委任契 約公正証書があるとよい。
- ・公正証書の作成手数料が資産に応じて設定されており、万 人に使われやすい社会制度だと感じた。
- ・社会の中で身寄りのない方などにも公正証書は非常に使える仕組みだと思う。関係者や支援者が知るキッカケになってよかった。これをどう分かりやすく支援が必要な方に伝えていくか大事。
- ・制度を何度か使っているが、何度聞いても理解するのが難しい。制度で十分にカバーできないところもある。
- ・法律の世界と福祉の世界では使う言葉が違うと感じた。福祉の世界から法律の世界に近づいていくことでより支援につながると感じた。



【次回ワーキンググループ会議】

○日時 : 令和6年6月27日(木) 18:30~20:00 ○場所 : 滋賀県庁新館7階 大会議室(Web可)

○テーマ:『若年性認知症の当事者の声』 ○話題提供者:森田 明彦 さん 医療福祉の地域創造会議事務局

(滋賀県庁 医療福祉推進課内) 077-528-3529

Tel

e-mail info@chiikisouzoukaigi-shiga.jp